

第6回

「長崎県管理河川流域 大規模氾濫減災協議会」幹事会

－ 説明資料 －



令和2年4月10日
長崎県土木部河川課

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の経過

平成27年9月 関東・東北豪雨
(茨城県等で死者8名)



平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン
施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する

平成28年8月 台風10号
(岩手県などで
死者・行方不明者27名)



平成29年6月 水防法改正
ハード・ソフト対策を一体として、水防災意識社会再構築ビジョンの
定着加速化へ → [都道府県等による減災協議会の設置](#)

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の経過

平成30年3月 法改正に基づいた協議会を設立

■令和3年度までに達成すべき目標

事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、人命などが守られるべく

「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指す。

■目標達成に向けた3本柱の取組

1. 事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民が自ら避難行動を起こせるよう、重要水防区域や災害危険箇所の共有、防災教育・訓練・水防体制などを強化
⇒ ①『**住民の防災意識の向上**』
2. 県民の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や避難勧告・避難指示の判断が行える仕組みを構築
⇒ ②『**確実な情報提供・避難の実現**』
3. 普段から堤防の維持管理や巡視の実施、排水対策の検討など被害軽減と早期復興を目指すための取組
⇒ ③『**社会経済被害の最小化**』

1) 「大規模氾濫減災協議会」の運用改定について (国土交通省)

長崎県では平成29年度に大規模氾濫減災協議会を創設。国土交通省より、近年の豪雨災害の発生状況を鑑み平成31年3月に協議会の運用方法が改訂された。

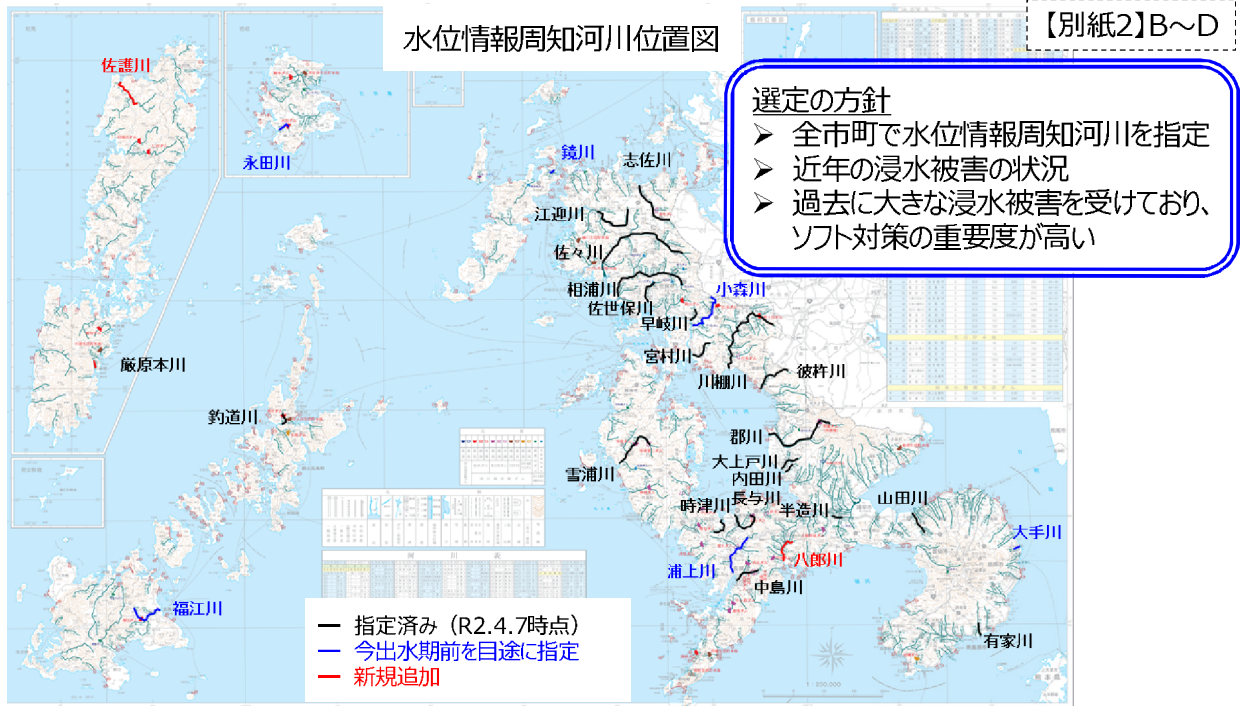
主な改訂内容

【別紙1】

- 構成員など
 - ・砂防部局、利水ダム管理者、福祉部局（高齢者等）、地域包括支援センター、マスメディア等と連携を図ること。
- 円滑かつ迅速な避難のための取組
 - ・「浸水ナビ」の機能の周知する。
【説明資料 8）】
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成にかかる講習会実施について検討、調整。
（各市町が主催、県は市町の開催を支援。）
【説明資料 5）】
 - ・ダム下流部の浸水想定区域図の作成、公表。
【説明資料 9）】
 - ・「まるごとまちごとハザードマップ」の実施の効果や有効性について共有。
【説明資料 6）】

2) 水位情報周知河川の指定状況等

【取組】 令和2年度までに県内20市町27河川を指定し、河川水位などの情報提供を行う。新たに八郎川（長崎市）、佐護川（対馬市）を追加指定することとし、27河川→29河川を指定する。



- 選定の方針
- 全市町で水位情報周知河川を指定
 - 近年の浸水被害の状況
 - 過去に大きな浸水被害を受けており、ソフト対策の重要度が高い

3) 危機管理型水位計の追加設置

【取組】 令和元年度までに181箇所設置し、運用を開始している。令和2年度中に新たに33箇所追加設置することとし、181箇所→214箇所で行う。

危機管理型水位計の追加設置箇所一覧

振興局/市町	既設箇所数	追加箇所数	追加河川	振興局/市町	既設箇所数	箇所数	追加河川
長崎振興局				五島振興局			
長崎市	27	2	中島川, 浦上川	五島市	15	1	福江川
長与町	1	1	長与川	上五島支所			
時津町	1	1	時津川	新上五島町	6	1	釣道川
県央振興局				壱岐振興局			
諫早市	18	0		壱岐市	4	1	永田川
大村市	2	3	郡川, 大上戸川, 内田川	対馬振興局			
島原振興局				対馬市	33	3	藤原本川, 佐護川, 鉤所川
島原市	4	1	大手川	計	181	33	箇所 箇所
雲仙市	12	1	山田川				
南島原市	14	1	有家川				
県北振興局							
佐世保市	15	9	相浦川2, 宮村川, 早岐川, 佐々川2, 佐世保川, 小森川, 江迎川				
佐々町	0	1	佐々川				
平戸市	12	0					
松浦市	4	1	志佐川				
西海市	9	1	雪浦川				
東彼杵町	3	1	彼杵川				
川棚町	0	2	川棚川, 石木川				
波佐見町	1	2	川棚川2				





- 選定の方針
- 水位情報周知河川水位計の二重化
 - 近傍にNAKSS水位計がない箇所
 - 近年の浸水被害の状況

4) 河川監視用カメラの設置

【取組】 令和2年度までに水位情報周知河川に29箇所の設置を行う。

河川監視用カメラの設置箇所一覧

振興局/市町	箇所数	河川名	振興局/市町	箇所数	河川名
長崎振興局			五島振興局		
長崎市	3	中島川, 浦上川, 八郎川	五島市	1	福江川
長与町	1	長与川	上五島支所		
時津町	1	時津川	新上五島町	1	釣道川
県央振興局			杵岐振興局		
諫早市	0	(半造川には国交省が設置済み)	杵岐市	1	永田川
大村市	3	郡川, 大上戸川, 内田川	対馬振興局		
島原振興局			対馬市	2	巖原本川, 佐護川
島原市	1	大手川	計 29 箇所		
雲仙市	1	山田川			
南島原市	1	有家川	選定の方針 ▶ 水位情報周知河川に設置		
県北振興局					
佐世保市	6	相浦川, 宮村川, 早岐川, 佐世保川, 小森川, 江迎川	【特徴】 屋外に容易に設置 ▶ 無線式の場合は電源・通信ケーブルの確保不要 (国土交通省の設置事例) (無線通信、太陽電池等を利用) 機能を限定しコストを低減 ▶ ズームや首振り機能は削除 ▶ 機器本体価格は、30万円/台程度 インターネットを経由して画像を収集 ▶ 水位計のデータ等と併せて提供		
佐々町	1	佐々川	【設置状況】  (全景)  (カメラ部)		
平戸市	1	鏡川			
松浦市	1	志佐川			
西海市	1	雪浦川			
東彼杵町	1	彼杵川			
川棚町	1	川棚川			
波佐見町	1	川棚川			

5-1) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進

【取組】 令和3年度までに対象施設の避難確保計画作成完了と、作成した避難確保計画に基づく水害にかかる避難訓練の実施を目指す。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況

【別紙2】B～M, 【別紙3】

市町	要配慮者利用施設の避難確保計画						市町	要配慮者利用施設の避難確保計画					
	対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川	対象施設数 砂防	作成済み数 砂防	作成済み% 砂防		対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川	対象施設数 砂防	作成済み数 砂防	作成済み% 砂防
長崎市	68	56	82%	343	283	83%	五島市	0	0	-	26	0	0%
長与町	0	0	-	0	0	-	新上五島町	0	0	-	0	0	-
時津町	0	0	-	0	0	-	杵岐市	0	0	-	0	0	-
諫早市	166	56	34%	65	46	71%	対馬市	0	0	-	0	0	-
大村市	56	14	25%	20	12	60%	計	404	159	-	585	364	-
島原市	0	0	-	0	0	-	河川		39	%		62	%
雲仙市	0	0	-	27	0	0%							
南島原市	0	0	-	0	0	-							
佐世保市	100	25	25%	76	17	22%							
佐々町	0	0	-	0	0	-							
平戸市	0	0	-	0	0	-							
松浦市	8	8	100%	6	6	100%							
西海市	0	0	-	0	0	-							
東彼杵町	0	0	-	3	0	0%							
川棚町	4	0	0%	0	0	-							
波佐見町	2	0	0%	19	0	0%							

今出水期を目途に、全ての市町でL2浸水想定区域図が公表される。

↓
各市町で地域防災計画書が更新されると、水防法で作成義務を負う対象施設数が増加。

↓
各市町の防災、建設(河川)、福祉、教育、医療等各部局が連携を強め、対象施設へ対し、適切な支援・指導をお願いします。

※振興局のL2浸水想定区域公表時期と、市町の地域防災計画書更新時期を共有し、時期を逃さず地域防災計画書へ反映できるよう、互いに調整を図って下さい。

5-2) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進

要配慮者利用施設の避難確保計画作成にかかる講習会

高齢者・障害者施設を対象とした避難確保計画作成にかかる講習会をH30年度に諫早市で開催（諫早市主催）。県河川課・県砂防課からは防災情報の入手方法等についての説明を行った。

- ・日時：平成31年1月30日
- ・場所：諫早市民センター
- ・出席者
 - ：諫早市内の61事業所
 - 県や他市町の防災、福祉担当者
- ・説明者
 - ：九州地方整備局 水害予報センター
 - 九州地方整備局 長崎河川国道事務所
 - 長崎地方気象台，県河川課・砂防課
 - 諫早市



- ・開催実績，予定
 - H30年度：諫早市
 - H31年度：長崎市（市独自の開催，R2年度も開催予定）
 - R2 年度：南島原市開催予定
 - （佐世保市、大村市、対馬市、五島市、新上五島町は検討中）
- 各市町、開催を検討下さい。（※まずは河川課までご相談ください。）

対象施設の
避難確保計画作成促進に
効果があると考えております

6) まるごとまちごとハザードマップの活用促進

【取組】 まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。

『まるごとまちごとハザードマップ』とは

- ・避難所前に看板を立て、平常時から水害時に使用可能な避難所を認知度させる
- ・浸水深を示した看板を電柱等に設置し、危険性を意識させる

などにより、紙面上のハザードマップ提供だけではなく、まち自体をハザードマップ化するような取組みです。

【別紙4】

【期待される効果】

- ・自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【設置状況】

- ・ハザードマップ作成対象自治体1,347のうち194市区町村が設置（H31.3時点）



<事例> 電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示

【洪水関連図記号の例】



- 避難所(建物)
災害時の避難先となる安全な建物を示す。
- 洪水
当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。

諫早大水害、長崎大水害などの
当時の被災水位の表示や、
それに関するモニュメントなどの
設置も対象

【出典：まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き】

この取組みにかかる災害関連標識（避難場所、想定浸水深等）の設置は、**防災・安全交付金（効果促進事業）の対象となります**ので、積極的な活用をお願い致します。まずは河川課へご相談ください。

7) 重要水防区域の見直し

【取組】 県管理河川の重要水防区域（現行案）には重要度の区分が無いため、「河川断面」「堤防破堤」「水衝・洗掘」「背後地状況」「工事施工」に分類し、**評価基準に基づき重要度「A」「B」「C」の階級を定め、重要水防区域の見直しを行う**

【目的】 水防活動の優先度の判断に資する情報を整理し、**水防活動を効率的・効果的に行うことができるようにする。**

重要水防区域A（水防上最も重要な区間）

- 未改修区間で、背後地が市街部かつ一般施設がある箇所
- 1/50改修済で堤防又は水衝部があり、背後地が市街部かつ重要な施設がある箇所 など

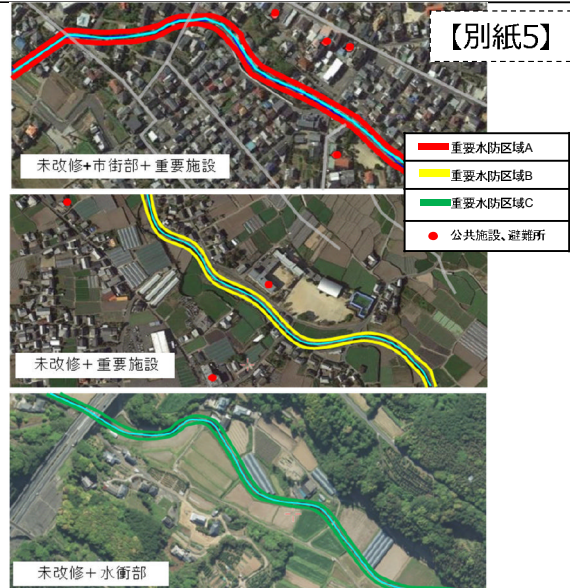
重要水防区域B（水防上重要な区間）

- 未改修区間で背後地が市街部、または重要な施設がある箇所
- 1/50改修済で堤防又は水衝部があり、背後地が市街部又は重要な施設がある箇所 など

重要水防区域C（要注意区間）

- 未改修区間＋水衝部
- 1/50改修済で背後地に市街部または重要な施設がある箇所 など

※重要な施設・・・国道、県道、公共施設、避難所等
一般施設・・・市道等



R2年度水防協議会にて重要水防区域（県管理河川）の変更を行う

8) 浸水ナビ（地点別浸水シュミレーション検索システム）

【取組】 浸水ナビの機能を周知し、利活用促進を図るとともに、その利活用事例を共有する。【新規】

『浸水ナビ』とは
L2浸水想定区域図データを用いて、**氾濫シュミレーションを行うことができるシステム。国土交通省より一般に公開されている。任意の地点において、浸水深がどれくらいの深さか、浸水が何時間継続するのかなどをグラフで確認することができる。**



9) ダム浸水想定区域図の公表予定

【取組】 水位情報周知河川に指定する29河川とは別に、**県管理の治水ダム（多目的含む）の下流部においてもL2浸水想定区域図を公表する。** [新規]

ダム浸水想定区域図の作成予定一覧

【別紙7】

振興局	市町	水系	河川名	ダム	ダム浸水想定区域図		ナックス水位計 有無
					公表予定		
長崎	長崎市	式見川	式見川	式見ダム		R3.3月まで	
	長崎市	黒浜川	黒浜川	黒浜ダム		R3.3月まで	
	長崎市	子々川	子々川	中山ダム		R3.3月まで	
	長崎市	鹿尾川	鹿尾川	鹿尾ダム		R3.3月まで	三和橋
	長崎市	多以良川	二股川	鳴見ダム		R3.3月まで	
	長崎市	八郎川	中尾川	中尾ダム		R3.3月まで	八郎橋
	長崎市	宮崎川	宮崎川	宮崎ダム		R3.3月まで	
	長崎市	江川	江川	高浜ダム		R3.3月まで	
県央	長崎市	神浦川	神浦川	神浦ダム		R3.3月まで	丸尾
	諫早市	東大川	楠原川	土師野尾ダム		R3.3月まで	
	諫早市	船津川	船津川	船津ダム	R2.6月まで		
県北	諫早市	伊木力川	山川内川	伊木力ダム	R2.5月まで		伊木力
	佐世保市	日宇川	日宇川	猫山ダム	R2.5月まで		木場橋
	佐世保市	樋口川	樋口川	樋口ダム	R2.5月まで		
	佐世保市	小佐々川	つづら川	つづらダム		R2.10月まで	
松浦市	志佐川	笛吹川	笛吹ダム		R3.3月まで	高野橋/鹿爪橋	
上五島	新上五島町	宮ノ川	宮ノ川	宮ノ川ダム	R2.5月まで		
杵岐	杵岐市	谷江川	後川	勝本ダム	R2.5月まで		辻
	杵岐市	谷江川	角川	男女岳ダム	R2.5月まで		辻
対馬	対馬市	ケ知川	ケ知川	ケ知ダム	R2.5月まで		ケ知川
	対馬市	仁田川	飼所川	仁田ダム	R2.5月まで		
	対馬市	仁田川	仁田川	目保呂ダム	R2.5月まで		
	対馬市	小浦川	櫻塚川	小浦ダム	R2.5月まで		
				23ダム			

水位情報周知河川とは異なり、告示は行わない。
↓
県のホームページで公表を行う。

10) ダム事前放流

【取組】 令和2年の出水期から**既存ダムの事前放流の運用開始**を目指す。 [新規]

『ダムの事前放流』とは
降雨予測等の精度向上を踏まえ、事前にダムの利水容量を放流し治水容量の増大を図り、計画規模を超える洪水に対しても洪水調節機能を発揮させるもの。

【別紙8】

<経緯>

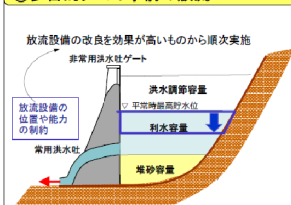
令和元年11月 政府は内閣官房に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」設置
12月 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」決定
基本方針に基づき、令和2年の出水期から新たな運用を開始する
対象は全国1460ダムであり、洪水調節容量を現在の2倍に増やす計画

<長崎県内の対象は53ダム>

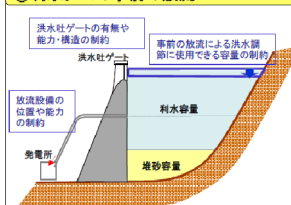
- 1級水系：利水ダム（農業用1ダム）
- 2級水系：多目的・治水ダム（多目的24ダム・治水11ダム）
利水ダム（水道用10ダム・農業用7ダム）

令和2年 5月「事前放流に関するガイドライン」公表予定

①多目的ダムの事前の放流



②利水ダムの事前の放流



<ダム事前放流の検討スケジュール>

令和2年4月～：協議の場
令和2年5月下旬：協定書締結
令和2年6月上旬：操作規則等の策定
令和2年6月中旬：実施演習
令和2年6月下旬：運用開始

11) 水位情報周知河川以外の河川における水害リスクの公表

【取組】水防法で指定されていない「**その他河川**」において、**簡易的な浸水想定図**を作成し、**令和3年度の公表**を目指す。 【新規】

『簡易的な浸水想定図』とは

緊急的に水害リスク情報空白域を解消することを目的として、想定最大規模降雨による浸水想定図の作成を航空レーザ測量による三次元地形データ等を用いた簡易な水位計算により概略的に浸水範囲を推定したもの。

【別紙7】，【別紙9】

＜経 緯＞

令和2年1月 国が「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を設置
6月 「簡易的な浸水想定図作成の手引き」公表予定
令和3年3月迄 国が希望する都道府県に解析結果情報を提供予定
4月～ 県が解析結果を基に浸水想定図を作成・公表予定
市町が浸水想定図を公表・周知予定

＜対象河川＞

全国で都道府県管理の約19,000河川が対象。
長崎県では、重要水防区域の設定がある373河川を対象に作成する予定。

＜水防法第15条の11＞（予想される水災の危険の周知等）

市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

補足) 要配慮者利用施設のハザードマップへの明示について

「水害ハザードマップの手引き（H28年4月，国土交通省）」

【別紙10】

『水防法においては、市町村地域防災計画で定められた～要配慮者利用施設を～ハザードマップに明示することとされており、これらを地図面に表示する必要がある。』としている。（関連：水防法第15条）

※ A) , B) はともにこれからハザードマップを作成、C) はハザードマップの作成がすでに完了している場合

A) 先：地域防災計画書に施設名の記載 → 後：ハザードマップ作成 となる場合

防災、福祉、教育、医療部局等と必要に応じて連携し、手引きに基づき作成する。

B) 先：ハザードマップ作成 → 後：地域防災計画書に施設名の記載 となる場合

手引きへの記載はありませんが、

地域防災計画書に記載予定のL2浸水想定区域内にある要配慮者利用施設をピックアップし、更新に先立ってハザードマップに要配慮者施設を明示するよう検討をお願いします。

- ・地域防災計画書の更新ごとに再度ハザードマップを配布することは困難。
- ・水防法で義務を負う避難確保計画作成にも活かすことが出来る。

C) すでにハザードマップの配布を完了している場合

- ホームページ掲載のデータに要配慮者施設を追記、更新する。
 - 次回、印刷・配布分からは更新したデータを使用する。
- などの対応をご検討ください。

本協議会の内容は
本日出席の課長や班長等の方々のみならず、
各課のご担当者まで情報共有をお願い致します。

- ・各市町の構成員
（防災担当課、河川担当課 ※両部局とも）
- ・各振興局の構成員
（河川担当課）